

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 213 回国会法律案等 N A V I 「日・E U 経済連携協定改正議定書」
著者 / 所属	目黒晋太郎 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	466 号
刊行日	2024-4-26
頁	45-46
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240426.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240426.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 日・EU経済連携協定改正議定書

### 1. 電子商取引とデータ流通における規範の形成

第4次産業革命等の技術の進歩や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済・社会のデジタル化の飛躍的な進展により、データの越境移転に係る取扱いやサイバーセキュリティの確保等、広範な論点を包含したデジタル貿易に係るルール形成の必要性が急速に高まっている。世界貿易機関（WTO）第2回閣僚会議（1998年5月）で「グローバル電子商取引に関する宣言」が採択されて以降、WTOを始めとして経済協力開発機構（OECD）やアジア太平洋経済協力（APEC）などでデジタル貿易に関するルール形成の議論がなされてきている。加えて、二国間や多国間で締結する経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の中に電子商取引に関する規定が設けられてきており、最近ではデジタル貿易を主眼に置いた協定も締結されている。

また、昨今はデジタル経済の進展により越境データ流通量は急速に拡大しており、データの越境移転を伴うビジネスの様態も多岐にわたっている。データの越境移転とビジネスが切り離せない関係に発達した結果、データの自由な越境移転を確保することが重要である一方、個人情報等の一定のデータの保護が信頼のあるデジタル経済の発展には欠かせない要素となっている。こうした中、2019年1月のダボス会議において安倍総理（当時）は「信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust：DFFT）」の概念を提唱し、同年6月のG20大阪サミットでプライバシーやセキュリティ等の課題に対処することでデータの自由な流通をさらに促進し、消費者及びビジネスの信頼を強化することができるDFFTがG20大阪首脳宣言に盛り込まれた。

### 2. 国会提出の経緯

2019年2月に発効した日・EU経済連携協定（以下「現行協定」という。）の第8章「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」において、「両締約国は、この協定の効力発生の日から3年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する。」（第8・81条）と規定されている。2022年10月以降、日本とEUは本規定に従って再評価し、交渉を行ってきた結果、2023年10月の第4回日・EUハイレベル経済対話において、現行協定に「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する交渉が大筋合意に至った。2024年1月31日に現行協定を改正する議定書（以下「本議定書」という。）の署名が行われ、同年3月8日に本議定書（閣条第5号）が第213回国会（常会）に提出された。

なお、「データの自由な流通に関する規定」に関わる個人情報の保護について、日本の個人情報保護法（平成15年法律第57号）（以下、単に「法」という。）を所管する個人情報保

護委員会とEUの一般データ保護規則（GDPR）を所管する欧州委員会との間で、日・EU間の相互の円滑な個人データの移転を図る枠組の構築に向けて対話が進められてきた。2019年1月に個人情報保護委員会が法第28条に基づき「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」としてEUを指定し、欧州委員会もGDPR第45条に基づき「十分なデータ保護の水準を確保している」国として日本の充分性認定を行ったことにより、日・EU間の相互の円滑な個人データの移転を図る相互認証の枠組が発効した。また、2023年4月に相互認証の枠組に係る共同レビューが完了し、引き続き個人情報保護委員会と欧州委員会は相互に上記指定・認定を継続することとした。

### 3. 本議定書の主な内容

本議定書は、前述の現行協定第8・81条を改め、両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転の確保を約束する。このため、原則として下記の措置の採用・維持が禁止される（第3条）。

(a) 情報の処理に関して、自国の領域内のコンピュータ関連設備又はネットワーク構成要素の使用を要求すること
(b) 情報の保存又は処理に関して、自国の領域における情報のローカライゼーションを要求すること
(c) 他方の締約国の領域における情報の保存又は処理を禁止すること
(d) (a) 又は (b) を情報の国境を越える移転の条件とすること
(e) 自国の領域への情報の移転を禁止すること
(f) 他方の締約国への情報の移転の前に自国の事前の承認を要求すること

特に (a) や (b) について、一般にデータのローカライゼーションとは、当局によるデータへのアクセスの確保、安全保障や産業政策等を目的としてサーバ等のコンピュータ関連設備の国内設置を要求するものであり、国境を越えたビジネス活動を行う企業にとって、新たに当該国においてコンピュータ関連設備を設置することは、データ保護に関するセキュリティ上の脆弱性を招き得るとともに、ビジネスコストを引き上げ、投資抑制やグローバル展開の妨げとなり得ることが念頭に置かれている。

また、現行協定第8・81条の次に第8・82条として、各締約国が個人情報保護の法的枠組を採用・維持すること等に関する規定を追加する（第4条）。さらに、上記条項の追加に伴い、現行協定の金融サービス情報の移転・処理に関する規定（第8・63条）が不要となり、本規定を削除する（第5条）。

なお、本議定書は、現行協定第23・2条1及び2の規定に従い、本議定書の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後2番目の月の初日又は同日よりも遅い日であって両締約国が合意する日に効力を生ずる（第6条）。

めぐる しんたろう  
(目黒 晋太郎・外交防衛委員会調査室)